

災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効について

論点案

- ✓ 現在、消滅時効が2年となっている労働基準法上の災害補償請求権及び労災保険法の休業補償給付等の請求権について、これを見直すための立法事実はあるのか。

災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

労働基準法と労災保険法における消滅時効

- 労働基準法における災害補償請求権は、行使できるときから2年間で消滅する（労基法第115条）。
- 労災保険法上の給付請求権は、行使できるときから、短期給付については2年間、長期給付については5年間で消滅する（労災保険法第42条第1項）。

労働基準法第115条

この法律の規定による賃金の請求権はこれを行行使することができる時から5年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行行使することができる時から2年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

労災保険法第42条

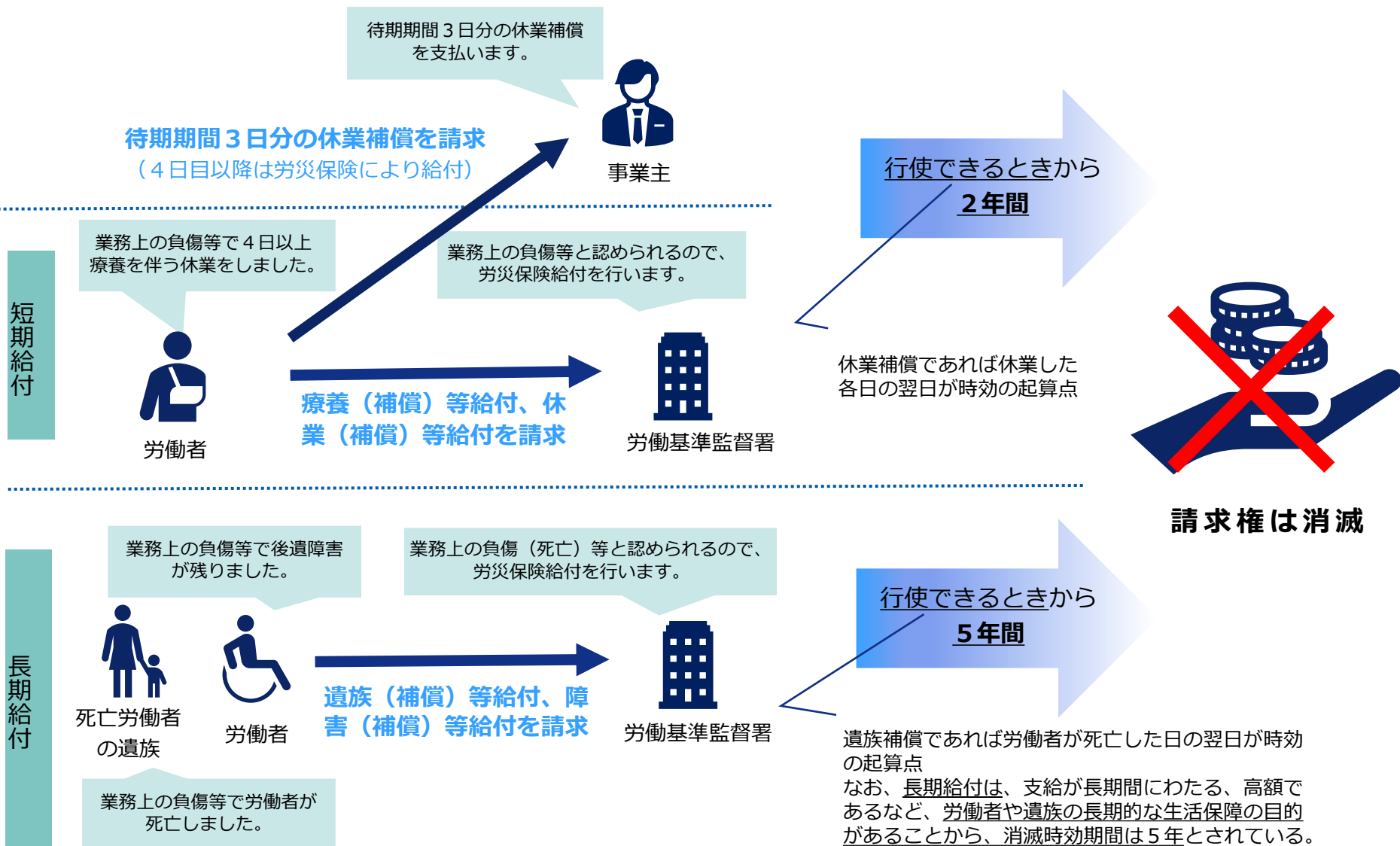
療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から5年を経過したときは、時効によつて消滅する。

- ここでいう「行使できるとき」とは、権利を行行使するのに法律上の障害がなくなった時であり、権利者の一身上の都合で権利を行行使できないことや、権利行使に事実上の障害があることは影響しない。したがって、権利者が権利の存在を知らない場合にも、原則として、時効は進行する（客観的起算点）。
- なお、災害補償請求は、労働者等が事業主に対して行うものであり、その件数等は必ずしも明らかではない。しかし、労災保険法が災害補償の大部分の機能を担っている今日においては、休業最初の3日間（待期間）の補償等を除き、災害補償請求権の役割は限定的なものになっていると考えられる。

(参考) 労働基準法と労災保険法の関係と消滅時効期間

労働基準法

労災保険法



(参考) 主な労災保険給付 (短期給付) における時効の起算点

短期給付に係る消滅時効

○ 消滅時効が2年となっている短期給付のうち、休業(補償)等給付、療養の費用、介護(補償)等給付、葬祭料等の時効起算点は、それぞれ以下のとおり。(厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-」p728~729)

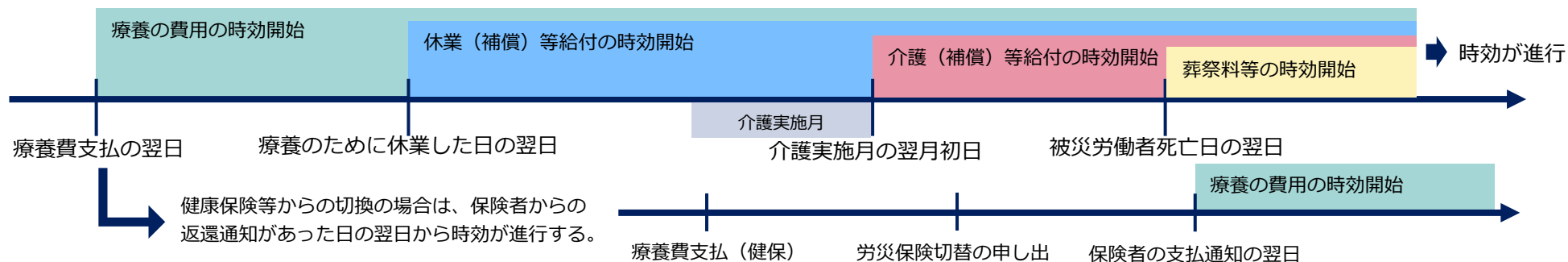
・休業(補償)等給付:業務上の傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日ごとに受給権が発生。それぞれの請求権について、発生日(療養のために休業した各日)の翌日から時効が進行する。

・療養の費用:療養の費用を支出した都度(又は当該費用の支出が具体的に確定した都度)受給権が発生。それぞれ、その翌日から当該費用ごとの支給請求権の時効が進行する(注)。

(注)健康保険等からの切替の場合、保険者から返還通知(納入告知)がなされるまで、請求人は保険者への返還義務(具体的な返還額を含む。)を知り得ないものであることから、保険者から費用の返還通知(納入告知)があったときを当該費用の支出が具体的に確定した日(権利を行使することができる日)として取り扱う。(平成29年2月1日基補発0201第1号「労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について」)

・介護(補償)等給付:当該給付は月単位で支給することとしており、受給権を行使し得るのは支給事由(一定の障害の状態に該当し現に介護を受けた事実)が生じた月の翌月の初日以降であることから、支給事由が生じた月の翌月の初日から時効が進行する。

・葬祭料等:葬祭に要した費用に対する実費補償として支給されるものではなく、葬祭を行う者に通常葬祭に要する費用として支給されるものである。労働者が死亡した日の翌日から受給権の時効が進行する。



災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

経緯①

- 平成29年の民法改正では、一般債権の消滅時効の期間の統一化や短期消滅時効の廃止等が行われた。
- 民法改正に伴い、令和2年に労基法が改正され、**賃金請求権の消滅時効期間を5年間（当面は3年間）とする等の見直し**が行われた（令和2年4月1日施行）。一方で、**災害補償請求権の消滅時効期間については現行の2年間が維持**された。この点、当該改正に先立つ、労働政策審議会の建議（令和元年12月27日）では、災害補償請求権の時効期間を維持した考え方について、以下のとおり記載されている。

災害補償の仕組みでは、労働者の負傷又は疾病に係る事実関係として業務起因性を明らかにする必要があるが、時間の経過とともにその立証は労使双方にとって困難となることから、早期に権利を確定させて労働者救済を図ることが制度の本質的な要請であること。

加えて、労災事故が発生した際に早期に災害補償の請求を行うことにより、企業に対して労災事故を踏まえた安全衛生措置を早期に講じることを促すことにつながり、労働者にとっても早期の負傷の治癒等によって迅速に職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれること。

なお、仮に見直しを検討する場合には、使用者の災害補償責任を免除する労災保険制度は当然のこと、他の労働保険・社会保険も含めた一体的な見直しの検討が必要である。

注) 雇用保険や健康保険の給付請求権の消滅時効期間は2年

災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

経緯②

- また、令和2年改正法附則では、施行後5年を経過した際に検討を行うこととされていることに加え、法案審議の際の附帯決議において、**労災保険法上の給付請求権についても併せて検討することが求められている。**

【参考】令和2年改正法における附帯決議

- 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うこと。(令和2年3月11日衆・厚労委)
- 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、速やかに専門的見地からの検討に着手すること。(令和2年3月24日参・厚労委)

【参考】令和2年改正法案審議に係る質疑（衆議院）

○ 西村智奈美委員

災害補償請求権について最後に伺いたいと思います。これについては現行のまま2年とされたんですけれども、そもそも審議会で十分に議論されておりましたでしょうか。例えば、業務に起因してメンタルヘルスに係る疾患を発症した場合に、こういったケースというのはすぐに災害補償請求はできないと思います。ある程度治癒してから請求しようとした場合に、消滅時効によって請求権が消滅している場合もあると考えられます。災害補償請求権は労災保険とあわせて見直す必要があるのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○ 加藤勝信国務大臣

災害補償請求権は、労働基準法上創設された権利であります。これまでも、民法の一般債権の消滅時効期間は10年とされた中で、労基法では2年の消滅時効期間とされております。今回の民法改正で一般債権の消滅時効期間が原則5年となった場合においても、現行の消滅時効期間である2年を維持したところであります。災害補償の仕組みでは、労働者の負傷等の業務起因性を明らかにする必要があるわけですが、時間の経過とともにその立証は困難となり、早期に権利を確定させ、労働者の救済を図る必要があること、また、労災事故が発生した際に早期の災害補償の請求を行うことにより、企業に安全衛生措置を早期に講ずることを促すことにつながり、労働者にとっても迅速な職場復帰を果たすことが可能となるといった効果が見込まれるといった議論もあって、労政審の審議において、現行の2年を維持するということが適当とされたと承知をしております。なお、災害補償及び労災保険給付の請求権の消滅時効については、疾病に罹患する等により実際に療養や休業等をするときから進行するものであります。メンタルヘルスのような疾病については、現実に療養等をした時点から消滅時効が進行するということになります。

○ 西村智奈美委員

答えていただけていないんですけれども、審議会の経緯をたどってみても、十分に議論は行われていません。やはり労災保険のあり方とあわせてしっかりと今後の課題として見直していただきたい、そのことは強く申し上げます。…(後略) (令和2年3月11日衆・厚労委)

経緯③

【参考】令和2年改正法案に係る質疑（参議院）

○ 石橋通宏委員

確認しますが、労政審労政審と言われますけど、この件については、ちゃんとした専門家を交えた議論、検討、これしていただいたんでしょうか。労政審のメンバーだけじゃない、これは今の多様な、先ほども申し上げたとおり、多様な働き方があります。特に、昨今は残念ながら精神障害、様々な職場関係でメンタルヘルス含めた問題がもう本当に増加してしまっています。そうすると、この災害補償についても、この2年という範囲の中では請求できない方々って現におられるんじゃないですか。いないと言い切れるんですか。2年のままで大丈夫だって、大臣、これ責任持って言い切れるんですか。できない現状があるんじゃないでしょうか。そういう検討をちゃんとしたんですか、今回。

○ 政府参考人（坂口卓君）

繰り返しになりますが、この災害補償の関係については、先ほども申し上げましたように、やはり業務起因性を明らかにするという点との関係では、やはり時間と経過がございますと立証が困難になるというようなこともあるということで今回のような議論にも至ったということもございますし、また、検討の過程という形でございますと、今回、労政審に先立っては、消滅時効についてそういった点も、その他の請求権、賃金請求権以外の消滅時効の観点も含めて、学者の方に集まっていた上で、この消滅時効の在り方についての論点の整理をしていただいた上で労政審の方では御議論をいただいたということもございます。そういった必要な点の議論も含めてこういった労政審での御議論をしていただいたということかと考えております。（令和2年3月24日参・厚労委）

【参考】令和2年改正法案に係る反対討論（参議院）

○ 倉林明子委員

日本共産党の倉林明子です。私は、労働基準法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

…（中略）…さらに、災害補償請求権は2年に据え置かれています。この期限がうつ病など精神疾患による労働災害で休職した場合の補償請求の壁になっています。労災保険法と併せた早急な見直しを求めるものです。以上、反対討論といたします。（令和2年3月24日参・厚労委）

(参考) 労災保険給付に係る時効期間徒過理由

時効期間徒過件数

○ 令和2年度～5年度における労災保険の不支給決定のうち、時効期間を徒過し、支給に至らなかった件数は以下のとおり(注)。

- ・休業(補償)等給付：338件(不支給決定総件数47,560件に占める割合 0.7%)
- ・療養の費用：502件(不支給決定総件数20,253件に占める割合 2.5%)
- ・介護(補償)等給付：379件(不支給決定総件数1,272件に占める割合29.8%)
- ・葬祭料等：54件(不支給決定総件数2,092件に占める割合 2.6%)

(注) 消滅時効期間が2年の給付について調査。ただし、現物給付及び年金前払一時金を除く。

時効期間を徒過した理由

○ 令和2年度～5年度に請求書を受理した上記4つの給付に係る事案のうち時効期間を徒過して請求されたものについて、その理由を把握できた件数及び理由の内訳は下表のとおり(注)。(注)療養の費用については、施術機関からの請求を除き、労働者や遺族からの請求に限る。

	休業		療養		介護	
① 請求人の制度の不知・誤解	8件	13.3%	7件	21.2%	5件	23.8%
② 請求人が手続を失念していた	6件	10.0%	7件	21.2%	10件	47.6%
③ 事業主等の手続漏れ	18件	30.0%	6件	18.2%	0件	0.0%
④ 書類の不揃い・紛失等のため手続遅滞	9件	15.0%	6件	18.2%	2件	9.5%
⑤ 多忙等により手続が遅滞した	4件	6.7%	1件	3.0%	2件	9.5%
⑥ 保険会社等との調整に時間を要した(第三者行為災害)	6件	10.0%	1件	3.0%	0件	0.0%
⑦ その他 (その他の事例)	9件	15.0%	5件	15.2%	2件	9.5%
	○ 逮捕後勾留され服役しており、請求できなかった ○ 健康保険からの切替えであり、請求時には既に時効期間が徒過していた		○ 医療機関への支払を滞納しているうちに時効期間を徒過した		○ 障害補償給付の決定後(症状固定から2年経過後に障害請求)に介護請求を行った	
計	60件	100.0%	33件	100.0%	21件	100.0%

○ 葬祭料については、時効期間経過後に請求された事案のうち、理由が把握できる事案は1件(請求人の制度の不知・誤解)のみだった。

○ 「令和2～5年度に請求を受け付けた事案のうち、請求日が時効期間経過後のもの」について、時効起算点から請求書受理日までに経過した期間を年数ごとにまとめて割合をとると、3年目までに請求のあった割合が75.5%、4年目までが88.6%、5年目までが94.1%であった。